

所得税・町県民税の所得控除

区 分（要件等）		控 除 額	
		所得税	町民税
寡婦	①夫と死別、もしくは離婚した後に再婚していない方や夫が生死不明などの方で、扶養者（前年分の合計所得金額が38万円以下）がある方	27万円	26万円
	②①に該当する方で、生計を一にする子を扶養しており、かつ前年分の合計所得金額が500万円以下の方	35万円	30万円
	③夫と死別した後に再婚していない方や夫が生死不明などの方で、前年分の合計所得金額が500万円以下の方	27万円	26万円
寡夫	妻と死別、もしくは離婚した後に再婚していない方や妻が生死不明などの方で、生計を一にする子を扶養しており、かつ前年分の合計所得金額が500万円以下の方	27万円	26万円

● 問い合わせ窓口 ● 税務課 ☎ 247-1397（直通）

